

變更届出等提出書類一覽表（法人業者用）

変更事項 届出書類	商号	主たる事務所	代表者		役員		政令で定める使用人		専任の宅地建物取引士		従たる事務所(支店、営業所)						姓　名				免許証の再交付	営業保証金の差替	注意事項
											設置			廃止	移転	名称	代表者	役員	政令で定める使用人	専任の宅地建物取引士			① 変更があつてから、30日以内に届出をしてください。 (変更日は登記があつた日ではなく、実際に変更があつた日です。)
											政令で定める使用人	専任の宅地建物取引士	事務所										
			就任	退任	就任	退任	就任	退任	就任	退任	就任	退任	就任	退任	就任	退任	就任	退任	就任	退任			就任
変更届出書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			変更があつた事項のみ記入してください。 (全く記入事項のないページは添付不要)
身分証明書			○		○		○					○											本籍地の市区町村で発行できます。
登記されていない事の証明書			○		○		○					○											全国の法務局・地方方法務局（本局）で発行できます。
略歴書			○		○		○		○			○	○										就任を含む現在までの職歴を詳細に記入してください。 取締役→監査役など、役職の変更時にも必要です
専任の宅地建物取引士設置証明書									○	○			○										変更後の人数で記入してください。
履歴事項全部証明書 (現在事項全部証明書では申請できません)	○	○	○	○	○	○								○	○	○	○	○					変更事項の新旧年月日を確認出来るもの。 ※変更事項の新旧年月日（就任日、退任日等）を履歴事項全部証明書の記載内容が判断できるものを提出してください。 分りにくい場合は写真を多めに添付してください。
閉鎖事項全部証明書	○		○	○	○	○																	
誓約書			○		○		○					○											申請者名で記入してください。
専任の宅地建物取引士の勤務を証明する書面									○				○										※代表者以外の方が就任する場合に必要です。 在職証明書(代表者による証明)、従業員証明書、出勤簿等の 従事していることが分かる資料を提出してください。
事務所を使用する権限に関する書面		○※											○※		○※								※下記の書類の添付が必要です。 ・自己所有物件：建物の登記簿謄本 ・賃貸借物件：賃貸借契約書の写し（貸主の原本証明が必要）
事務所付近の地図（案内図）		○											○		○								
事務所の写真 (平面図・間取図等も必要です)		○											○		○								3カ月以内に撮影したもの。 業者票、報酬額表が掲示されている場所が分かるものの、 業者票の記載内容が判断できるものを提出してください。 分りにくい場合は写真を多めに添付してください。
戸籍謄（抄）本																		○	○				本籍地の市区町村で発行できます。
免許証書換え交付申請書	○	○	○													○							様式第三号の二
免許証再交付申請書																				○			様式第三号の三
営業保証金供託済届																					○		様式第七号の六
供託書																						○	原本を提示し、写しを提出してください。

変更届出等提出書類一覧表（個人業者用）

変更事項 届出書類	名 称	主 た る 事 務 所	政 令 で 定 め る 使 用 人		専任の宅地建物取引士		従たる事務所（支店、営業所）					姓 名			免 許 証 の 再 交 付	営 業 保 証 金 の 差 替	注 意 事 項	
			就 任	退 任	就 任	退 任	政 令 で 定 め る 使 用 人	専任の宅地建物取引士	事 務 所	廃 止	移 転	名 称	代 表 者	政 令 で 定 め る 使 用 人	専任の宅地建物取引士		① 変更があつてから、30 日以内に届出をしてください。 （変更日は登記があつた日ではなく、実際に変更があつた日です。） ② 各証明書は3 カ月以内に発行されたものを使用してください。 ③ 審査のうえで、別に書類の提出を求める場合があります。	
変 更 届 出 書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		変更があつた事項のみ記入してください。 （全く記入事項のないページは添付不要）	
身 分 証 明 書			○				○										本籍地の市区町村で発行できます。	
登記されていない事の証明書			○				○										全国の法務局・地方法務局（本局）で発行できます。	
略 歴 書			○		○		○	○									就任を含む現在までの職歴を詳細に記入してください。 取締役→監査役など、役職の変更時にも必要です	
専任の宅地建物取引士 設 置 証 明 書					○	○		○									変更後の人数で記入してください。	
誓 約 書			○				○										申請者名で記入してください。	
専任の宅地建物取引士の 勤務を証明する書面					○			○									※代表者以外の方が就任する場合に必要です。 在職証明書（代表者による証明）、従業者証明書、出勤簿等の従事していることが分かる資料を提出してください。	
事務所を使用する 権 限 に 関 す る 書 面		○※			↑ ◎専任の宅地建物取引士については取引士 本人の資格登録簿の内容（勤務先・住所・ 氏名・本籍等）を変更していない場合、 事前に変更届出書が必要です。					○※		○※					※下記の書類の添付が必要です。 ・自己所有物件：建物の登記簿謄本 ・賃貸借物件：賃貸借契約書の写し（貸主の原本証明が必要）	
事務所付近の地図（案内図）		○								○		○						
事 務 所 の 写 真 （平面図・間取図等も必要です）		○								○		○					3 カ月以内に撮影したもの。 業者票、報酬額表が掲示されている場所が分かるもの、 業者票の記載内容が判断できるものを提出してください。 分かりにくい場合は写真を多めに添付してください。	
戸 籍 謄 （ 抄 ） 本													○	○	○		本籍地の市区町村で発行できます。	
免許証書換え交付申請書	○	○											○				様式第三号の二	
免許証再交付申請書															○		様式第三号の三	
営業保証金供託済届																○	様式第七号の六	
供 託 書																○	原本を提示し、写しを提出してください。	